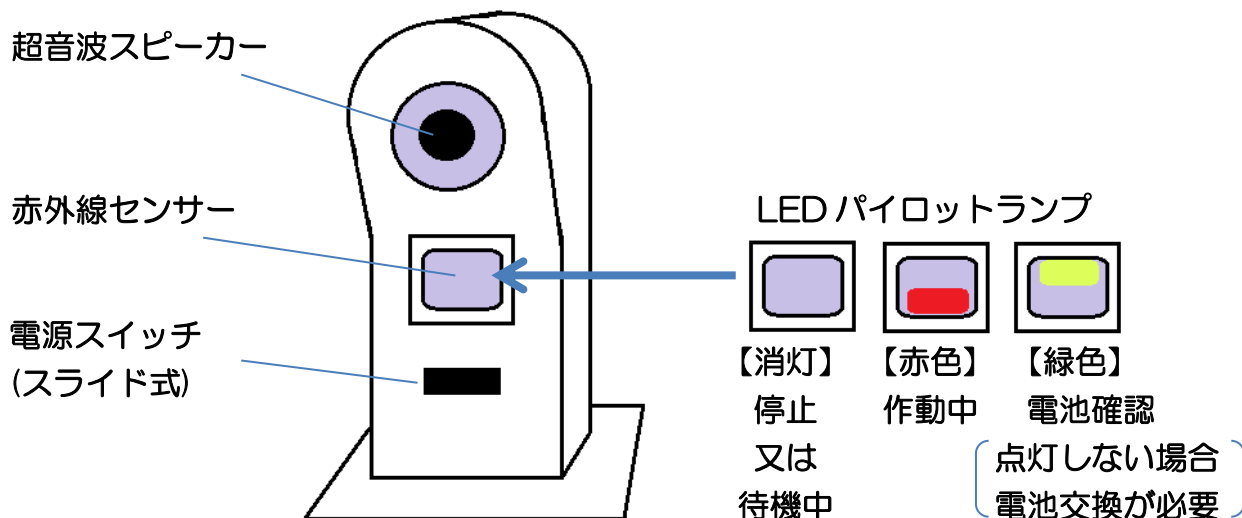


# 猫よけ器の貸出について

野良猫でお困りの方に猫よけ器（超音波を発生させることにより、猫を遠ざける効果があります。）の貸出しを行っています。



貸出対象	北広島町内の所有地または借地への、猫による侵入・糞尿等の被害を防止・軽減したい人に限ります。								
貸出条件	1世帯2台まで、期間は30日以内								
料 金	無料 ただし、電池切れの際は替えの電池の購入をお願いします。								
申請方法	北広島町役場町民課または各支所へ猫よけ器貸出申込書を提出して下さい								
注意事項	猫の被害の防止・軽減対策以外の目的で使用しないでください。 敷地外・道路等に向けて設置しないでください。 過失により、なくしたり壊したりした場合は、弁償していただく場合があります。								
その他	猫の個体差や設置状況により、効果が違ってくることをご了承ください。 使用されて効果が確認できましたら、購入をご検討ください。								
問合せ先	<table> <tbody> <tr> <td>町民課 環境管理係</td> <td>050-5812-1854</td> </tr> <tr> <td>芸北支所</td> <td>050-5812-2110</td> </tr> <tr> <td>大朝支所</td> <td>050-5812-2211</td> </tr> <tr> <td>豊平支所</td> <td>050-5812-1122</td> </tr> </tbody> </table>	町民課 環境管理係	050-5812-1854	芸北支所	050-5812-2110	大朝支所	050-5812-2211	豊平支所	050-5812-1122
町民課 環境管理係	050-5812-1854								
芸北支所	050-5812-2110								
大朝支所	050-5812-2211								
豊平支所	050-5812-1122								